

大分県報

令和三年
号外（二〇）
三月三十一日

（水曜日）

目次

規 則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	一
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	一
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	二
指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	三
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	七
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	七
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	八
指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………	九
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………	一二

○規 則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十一号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七条第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第八条第一号中「委員会」の下に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第九条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第九条の次に次の一条を加える。

（虐待の発生等を防止するための措置）

第九条の二 条例第二十九条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条に一号を加える改正規定は同年十月一日から、第八条第三号の改正規定及び第九条の次に一条を加える改正規定は令和六年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

令和三年三月三十一日

大分県報号外（規則）

大分県規則第十二号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第九号を次のように改める。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第七条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第八条第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第九条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

（虐待の発生等を防止するための措置）

第九条の二 条例第三十二条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十条第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。）」を加える。

第十二条中「第三条、第五条、第八条及び第九条」を「第五条及び第八条から第九条の二まで」に改め、「第三条中「第七条」とあるのは「第四十四条において準用する条例第七条」とを削り、「条例第三十二条第一項」との下に「、第九条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第四十四条において準用する条例第三十二条の二」とを加える。

第十五条中「第三条から第五条まで、第八条及び第九条」を「第四条、第五条及び第八条から第九条の二まで」に改め、「第三条中「第七条」とあるのは「第五十条において準用する条例第七条」とを削り、「条例第三十二条第一項」との下に「、第九条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十二条の二」とを加える。

第十七条中「第三条、」及び「、第三条中「第七条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第七条」とを削り、「条例第三十二条第一項」との下に「、第九条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十二条の二」とを加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条に一号を加える改正規定は同年十月一日から、第八条第三号の改正規定、第九条の次に一条を加える改正規定、第十二条の改正規定（「、第三条中「第七条」とあるのは「第四十四条において準用する条例第七条」とを削る部分を除く。）、第十五条の改正規定（「、第三条中「第七条」とあるのは「第五十条において準用する条例第七条」とを削る部分を除く。）、及び第十七条の改正規定（「第三条、」及び「、第三条中「第七条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第七条」とを削る部分を除く。）は令和六年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十三号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。
第九条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十条の次に次の一条を加える。

(虐待の発生等を防止するための措置)

第十条の二 条例第三十四条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十四条中「、第九条及び第十条」を「及び第九条から第十条の二まで」に改め、「条例第三十四条第一項」との下に「、第十条の二中「第三十四条の二」とあるのは「第四十三条において準用する条例第三十四条の二」とを加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十条に一号を加える改正規定は同年十月一日から、第九条第三号の改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十四号

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十一条」を「第五十一条の二」に、「第七十三条」を「第七十三条の二」に改める。

第七条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七条の次に次の二条を加える。

(感染症等の発生等を防止するための措置)

第七条の二 条例第三十三条第三項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)(をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(虐待の発生等を防止するための措置)

第七条の三 条例第四十条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第八条の二中「条例第三十条」との下に「、第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第三十三条第三項」と、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第四十条の二」とを加える。

令和三年三月三十一日

大分県報号外(規則)

第十条中「条例第三十条」との下に、「第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十三条第三項」と、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第四十八条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

第十三条第九号を次のように改める。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第十五条中「第四条」の下に、「第七条の二及び第七条の三」を加え、「同条第一項」を「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項」に改め、「条例第九条」との下に、「第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第六十条において準用する第三十三条第三項」と、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第六十条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

第十六条中「第四条及び」を「第四条、第七条の二、第七条の三及び」に改め、「この場合において」の下に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と」を、「条例第九条」との下に、「第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第三十三条第三項」と、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第六十四条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

第十八条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十条中「第四条」の下に、「第七条の二及び第七条の三」を加え、「同条第一項」を「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項」に改め、「条例第九条」との下に、「第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第八十条において準用する条例第三十三条第三項」と、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第八十条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

第二十一条第五号中「リハビリテーション会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

二十二条第七号を次のように改める。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十四条中「第四条」の下に、「第七条の二及び第七条の三」を加え、「同条第一項」を「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第四条第一項」に改め、「条例第九条」との下に、「第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第九十条において準用する条例第三十三条第三項」と、第七条の三中

「第四十条の二」とあるのは「第九十条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

第二十五条第二項第四号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

3 条例第九十六条第三項の指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第二十六条第七号を次のように改める。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条中「第四条」の下に、「第七条の二及び第七条の三」を加え、「同条第一項」を「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第四条第一項」に改め、「条例第九条」との下に、「第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「第九十九条において準用する条例第三十三条第三項」と、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第九十九条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

第三十二条第十一号を次のように改める。

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条の次に次の一条を加える。

(感染症等の発生等を防止するための措置)

第三十二条の二 条例第百十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十四条中「第四条」の下に「及び第七条の三」を加え、「同条第一項」を「第四条第一項」に改め、「条例第九条」との下に「、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百十四条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を加える。

第三十五条中「第四条及び」を「第四条、第七条の三及び」に、「第四条中」を「第四条第一項中」に改め、「条例第九条」との下に「、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百十六条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と」を、「条例第百八条」との下に「、第三十二条の二中「第百十二条第二項」とあるのは「第百十六条で準用する条例第百十二条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と」を加える。

第四十一条中「第四条及び」を「第四条、第七条の三及び」に改め、「条例第九条」との下に「、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百三十六条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を、「条例第百八条」との下に「、第三十二条の二中「第百十二条第二項」とあるのは「第百三十六条において準用する条例第百十二条第二項」と」を加える。

第四十三条第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十三条の次に次の一条を加える。

(感染症等の発生等を防止するための措置)

第四十三条の二 条例第百四十五条第二項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第四十五条中「第四条及び」を「第四条、第七条の三及び」に改め、「条例第九条」との下に「、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百四十七条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と」を加える。

第四十六条第一項第二号イ中「第百十一条」を「第百十一条第一項」に改め、同号ロ中「第百十一条」を「第百十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十九条第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第九章第一節第五十一条の次に次の一条を加える。

(準用)

第五十一条の二 第七条の三及び第三十二条の二の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百六十九条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十二条の二中「第百十二条第二項」とあるのは「第百六十九条において準用する条例第百十二条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五十二条第一項第二号イ中「第百十一条」を「第百十一条第一項」に改め、同号ロ中「第百十一条」を「第百十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第五十四条第十一号を次のように改める。

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十六条の二中「第四十七条から」を「第七条の三、第三十二条の二及び第四十七条か

ら」に改め、「この場合において」の下に「第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百八十二条の三において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十二条の二中「第百十二条第二項」とあるのは「第百八十二条の三において準用する条例第百十二条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」とを加える。

第五十八条中「第四十七条から」を「第七条の三、第三十二条の二及び第四十七条から」に改め、「この場合において」の下に「第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十二条の二中「第百十二条第二項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第百十二条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とを加える。

第六十一条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十四条中「第四十七条の」を「第七条の三、第四十三条の二及び第四十七条の」に改め、「この場合において」の下に「第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「条例第二百五条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第四十三条の二中「第百四十五条第二項」とあるのは「条例第二百五条において準用する第百四十五条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とを加える。

第六十六条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十一条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第七十二条第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第十一章第一節中第七十三条の次に次の一条を加える。

（準用）

第七十三条の二 第七条の三及び第三十二条の二の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百三十八条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪

問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十二条の二中「第百十二条第二項」とあるのは「第百三十八条において準用する条例第百十二条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。第七十六条第十一号を次のように改める。

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十八条中「第七十一条及び」を「第七条の三、第三十二条の二、第七十一条及び」に改め、「この場合において」の下に「第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「条例第二百四十九条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十二条の二中「第百十二条第二項」とあるのは「第百四十九条において準用する条例第百十二条第二項」と、同条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」とを加える。

第八十二条第七号を次のように改める。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十二条の次に次の一条を加える。

（感染症等の発生等を防止するための措置）

第八十二条の二 条例第二百六十一条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第八十四条中「第四条」の下に「及び第七条の三」を加え、「同条第一項」を「第四条第一項」に改め、「条例第九条」との下に「第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百六十四条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第八十五条中「第四条及び」を「第四条、第七条の三及び」に改め、「条例第九条」との下に「第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第四十条の二」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門

相談員」とを、「条例第二百五十八条」との下に、「第八十二条の二中「第二百六十一条第六項」とあるのは、「第二百六十六条において準用する条例第二百六十一条第六項」とを加える。

第九十条中「第四条及び」を「第四条、第七条の二、第七条の三及び」に改め、「この場合において」の下に「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを、「条例第九条」との下に「第七条の二中「第三十三条第三項」とあるのは「条例第二百七十七条において準用する条例第三十三条第三項」と、第七条の三中「第四十条の二」とあるのは「条例第二百七十七条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第七条の次に二条を加える改正規定、第八条の二、第十条、第十五条、第十六条、第二十条、第二十四条及び第二十八条の改正規定、第三十二条の次に一条を加える改正規定、第三十四条、第三十五条及び第四十一条の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第四十五条の改正規定、第五十一条の次に一条を加える改正規定、第五十六条の二、第五十八条及び第六十四条の改正規定、第七十三条の次に一条を加える改正規定、第七十八条の改正規定、第八十二条の次に一条を加える改正規定並びに第八十四条、第八十五条及び第九十条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十五号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービス」の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第六条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下

「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。」を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第十条第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十一条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の発生等を防止するための措置）

第十一条の二 条例第四十条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十四条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十五条第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第十六条中「条例第四十条第一項」との下に「、第十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十五条において準用する条例第四十条の二」とを加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十一条に一号を加える改正規定は同年十月一日から、第十条第三号の改正規定、第十一条の次に一条を加える改正規定及び第十六条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十六号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条第一項第二号イ中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同号口中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第七条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。」を加える。

第十一条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第十二条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十三条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第十三条の次に次の一条を加える。

(虐待の発生等を防止するための措置)

第十三条の二 条例第三十九条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第十五条第五項第二号イ中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同号口中「第

三十一条」を「第三十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。
第十六条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十七条第九号を次のように改める。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
第十八条中「条例第三十九条第一項」との下に「、第十三条の二中「第三十九条の二」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十九条の二」とを加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条に一号を加える改正規定は同年十月一日から、第十二条第三号の改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定及び第十八条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十七号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二 削除

第七条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。」を加える。

第十条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項
第十一条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十二条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の発生等を防止するための措置)

第十二条の二 条例第三十八条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十七条の二第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十八条第九号を次のように改める。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第十九条中「条例第三十八条第一項」との下に「、第十二条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十八条の二」とを加える。

附則第五項及び第六項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条に一号を加える改正規定は同年十月一日から、第十一条第三号の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第十八号

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号を次のように改める。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第十三条の次に次の二条を加える。

(感染症等の発生等を防止するための措置)

第十三条の二 条例第五十六条の三第三項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(虐待の発生等を防止するための措置)

第十三条の三 条例第五十六条の十の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十七条中「条例第五十六条」との下に「、第十三条の二中「第五十六条の三第三項」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十六条の三第三項」と、第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第六十四条において準用する条例第五十六条の十の二」とを加える。

第十八条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項
第二十条中「第十一条の二」の下に「、第十三条の二及び第十三条の三」を加え、「同条

第一項」を「これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第十一条の二第二項」に改め、「条例第五十二条の二」との下に「第十三条の二中「第五十六条の三第三項」とあるのは「第七十六条において準用する条例第五十六条の三第三項」と、第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第七十六条において準用する条例第五十六条の十の二」とを加える。

第二十二條第七号を次のように改める。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十四條中「第十一条の二」の下に「第十三条の二及び第十三条の三」を加え、「同条第一項」を「これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第十一条の二第一項」に改め、「条例第五十二条の二」との下に「第十三条の二中「第五十六条の三第三項」とあるのは「第八十六条において準用する条例第五十六条の三第三項」と、第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第八十六条において準用する条例第五十六条の十の二」とを加える。

第二十五條第一号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第二十六條第七号を次のように改める。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八條中「第十一条の二」の下に「第十三条の二及び第十三条の三」を加え、「同条第一項」を「これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第十一条の二第一項」に改め、「条例第五十二条の二」との下に「第十三条の二中「第五十六条の三第三項」とあるのは「第九十五条において準用する条例第五十六条の三第三項」と、第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第九十五条において準用する条例第五十六条の十の二」とを加える。

第二十九條第二項第四号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又

は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第二十九條に次の一項を加える。

3 条例第九十七条第三項の指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすくように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第三十九條第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十九條の次に次の一条を加える。

第三十九條の二 条例第二百二十三條第二項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第四十一条中「第十一条の二」及び第十三条の三の二」に改め、「条例第五十二条の二」との下に、「第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第二十五条において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とを加える。

第四十四条第一項第二号イ中「第二百二十二条の四」を「第二百二十二条の四第一項」に改め、同号口中「第二百二十二条の四」を「第二百二十二条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十八条の次に次の一条を加える。

(感染症等の発生等を防止するための措置)

第四十八条の二 条例第四百十一条の二第二項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十九条の二 第十三条の三の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業において準用する。この場合において、第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第四百十四条において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五十一条第一項第二号イ中「第二百二十二条の四」を「第二百二十二条の四第一項」に改め、同号口中「第二百二十二条の四」を「第二百二十二条の四第一項」に、「同条」を「同項」

に改める。

第五十三条第十一号を次のように改める。

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条の二中「第四十五条から」を「第十三条の三及び第四十五条から」に改め、「この場合において」の下に、「第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第六十三条の三において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と」を、「条例第四百十一条」との下に、「第四十八条の二中「第四百十一条の二第二項」とあるのは「第六十六条の三において準用する条例第四百十一条の二第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第五十七条中「第四十五条から」を「第十三条の三及び第四十五条から」に改め、「この場合において」の下に、「第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第七十三条において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を、「条例第四百十一条」との下に、「第四十八条の二中「第四百十一条の二第二項」とあるのは「第七十三条において準用する条例第四百十一条の二第二項」と」を加える。

第五十九条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十二条中「第四十五条」を「第十三条の三、第三十九条の二及び第四十五条」に、「同条」を「第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第八十三条の三において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第三十九条の二中「第二百二十三条第二項」とあるのは「第八十三条において準用する条例第二百二十三条第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第四十五条」に改める。

第六十六条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十一条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第七十二条第十号を次のように改める。

十 虐待の防止のための措置に関する事項
第七十三条の次に次の一条を加える。

（準用）

第七十三条の二 第十三条の三及び第四十八条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業において準用する。この場合において、第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第二十九条において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四十八条の二中「第四百四十一条の二第二項」とあるのは「第二十九条において準用する条例第四百四十一条の二第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第七十七条第十一号を次のように改める。

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十九条中「第七十一条及び」を「第十三条の三、第四十八条の二、第七十一条及び」に改め、「この場合において」の下に、「第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第二十三条六条において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第四十八条の二中「第四百四十一条の二第二項」とあるのは「第二十三条六条において準用する条例第四百四十一条の二第二項」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」とを加える。

第八十二条第七号を次のように改める。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十二条の次に次の一条を加える。

（感染症等の発生等を防止するための措置）

第八十二条の二 条例第二百四十七条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症

の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第八十四条中「第十一条の二」の下に「及び第十三条の三」を加え、「同条第一項」を「第十一条の二第二項」に改め、「条例第五十二条の二」との下に「第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第二十五条において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第八十六条中「第十一条の二、」を「第十一条の二、第十三条の三、」に改め、「条例第五十二条の二」との下に「第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第二十五条において準用する条例第五十六条の十の二」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「条例第二百四十四条」の下に「第八十二条の二中「第二百四十七条第六項」とあるのは「第二百五十五条において準用する条例第二百四十七条第六項」と」を加える。

第九十条中「第十一条の二及び」を「第十一条の二、第十三条の二、第十三条の三及び」に改め、「この場合において」の下に「これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「条例第五十二条の二」との下に「第十三条の二中「第五十六条の三第三項」とあるのは「第二十六条四十四条において準用する条例第五十六条の三第三項」と、第十三条の三中「第五十六条の十の二」とあるのは「第二十六条四十四条において準用する条例第五十六条の十の二」と」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条の次に二条を加える改正規定、第十七条、第二十条、第二十四条及び第二十八条の改正規定、第三十九条の次に一条を加える改正規定、第四十一条の改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定、第四十九条の次に一条を加える改正規定、第五十五条の二、第五十七条及び第六十二条の改正規定、第七十三条に一条を加える改正規定、第七十九条の改正規定、第八十二条に一条を加える改正規定並びに第八十四条、第八十六条及び第九十条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十九号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条第一項第二号イ中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同号ロ中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八条第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十二条第八号を次のように改める。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第十三条第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第十四条第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十四条の次に次の一条を加える。

（虐待の発生等を防止するための措置）

第十四条の二 条例第三十九条の二の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十六条第三項第二号イ中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同号ロ中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十八条第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十九条第九号を次のように改める。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十条中「条例第三十九条第一項」との下に「第十四条の二中「第三十九条の二」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十九条の二」とを加える。

附則第二項から第五項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四条第三号ロ及び第十六条第一項第四号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十四条に一号を加える改正規定は同年十月一日から、第十三条第三号の改正規定、第十四条の次に一条を加える改正規定及び第二十条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。